

「代行部分の将来分返上」の認可を受けました

厚生年金基金制度の見直しに伴い、当基金では、代行返上し新年金制度への移行に向けて検討を進めておりますが、このたび平成27年10月1日付で、厚生労働大臣より代行部分の将来分返上（将来期間の代行部分に係る支給義務の停止について）の認可を受けました。事業主、加入員及び労働組合の皆様には、同意書の提出などで多大なご協力を賜り、誠にありがとうございました。

今回の認可を受けて、平成27年10月分以降（将来分返上後）の掛金率ならびに年金給付は次のとおりとなりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

●将来分返上後の掛金率

- 従来の当基金の代行部分に係る基本標準掛金（プラスアルファ部分を除く）は、平成27年10月分（同11月30日納付期限）から国に厚生年金保険料として納めていただきます。
- 当基金に納めていただく、基本標準掛金（プラスアルファ部分）、基本特別掛金、加算標準掛金、加算特別掛金及び事務費掛金は、全額事業主負担です。

		加入員負担	事業主負担	合 計
基金掛金	基本標準掛金 (プラスアルファ部分)	—	2/1000	2/1000
	基本特別掛金	—	15/1000	15/1000
	加算標準掛金	—	5/1000	5/1000
	加算特別掛金	—	7/1000	7/1000
	事務費掛金	—	2/1000	2/1000
基金掛金合計（基金に納付）		—	31/1000	31/1000
厚生年金保険料（国に納付）		89.14/1000	89.14/1000	178.28/1000
合 計		89.14/1000	120.14/1000	209.28/1000

(注) 1. 65歳以上70歳未満の方の基金掛金は、基本標準掛金（プラスアルファ部分）、基本特別掛金及び事務費掛金で合計19/1000となります。
2. 賞与に係る基金掛金は、基本標準掛金（プラスアルファ部分）で2/1000となります。

●将来分返上後の年金給付

- 当基金が支給する年金は、平成27年9月以前の期間は、基金独自の年金部分（加算部分＋プラスアルファ部分）、及び国から代行した代行部分です。また、平成27年10月以降の期間は、上記の加算部分及びプラスアルファ部分です。
- なお、国に返上した平成27年10月以降の期間の年金は、老齢厚生年金（報酬比例部分）として国から支給されます。

●将来分返上後の年金給付（イメージ）

